

サテライト研修 実施業務委託 プロポーザル実施要領

県内中小企業のIT人材育成を目的に、サテライト研修を開講します。
つきましては、本業務の委託業者を募集しますので、希望者は下記のとおり提案書をご提出くださいますようお願いします。

1 業務

令和8年度サテライト研修実施業務

2 委託業者業務仕様書

別紙「仕様書」のとおり

3 提案書に記載すべき内容

別紙「提案書作成要領」のとおり

4 参加資格要件

企画提案書を提出することができる者は、本業務の実施に必要な能力を有する者で、以下の資格要件をすべて満たしている法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 参加資格認定の日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (3) 国税または主たる事業所の所在地での地方税（都道府県税）を滞納している者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行うものでないこと。

5 参加申込書の提出

(1) 参加申込書の提出

①提出期限	令和8年1月29日（木）17時まで（必着）
②提出方法	電子メール（電子メール送信後、電話により着信の確認を行うこと）
③提出先	（公財）ふくい産業支援センター ベンチャー・DX推進部
④提出書類	ア 企画提案参加申込書（様式1） イ 企画提案参加資格誓約書（様式2）

	<p>ウ 商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し エ 直近1期分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）の写し オ 国税または主たる事業所の所在地での地方税（都道府県税）を 滞納していない旨がわかる書類（納税証明書等） カ 企画提案参加事業者の概要、事業内容等がわかる書類（企業案 内等）</p>
⑤提出部数	1部
⑥その他	申込書提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案書の提出を辞退しても、今後当該辞退による不利益を受ける取扱いは行わない。

（2）参加資格審査の結果通知

上記（1）により企画提案参加申込書を提出したものについては、参加資格要件を審査し、その結果を令和8年1月30日（金）までに通知する。

6 質問および回答

公示業務に関する質問については、「質問票」（様式任意）を提出するものとする。

（1）提出先等

- ア 提出期限 令和8年1月30日（金）17時必着
- イ 提出方法 電子メール（電子メール送信後、電話により着信の確認を行うこと）
- ウ 提出先 （公財）ふくい産業支援センター
ベンチャー・DX推進部 山田
<電子メールアドレス> pckouza@fisc.jp

（2）回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

- ア 回答方法 参加申込者全員に対し、電子メールで回答する
- イ その他 提出期限までに到着しなかった質問票については、原則として回答しない

7 企画提案書の提出

①提出期限	令和8年2月6日（金） 12時まで（必着）
②提出方法	電子メール（電子メール送信後、電話により着信の確認を行うこと）
③提出先	（公財）ふくい産業支援センター ベンチャー・DX推進部
④企画提案書の内容	別紙「提案書作成要領」のとおり
⑤提出書類	企画提案書（様式任意） サテライト研修一覧（別紙1） ※企画提案書はA4またはA3で作成すること。

8 選定委員会の実施

日 時：令和8年2月10日（火）予定

場 所：福井県産業情報センター（福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16）

※オンラインでの参加も可能とする

- (1) 選定委員会では、予め定められた審査基準に基づき、提案書等の内容について、公正な審査を行います。審査において、評価の合計が満点の6割以上で、最も評価の高かった提案者を委託先候補に選定します。
- (2) 提案書につき1社30分の面接審査を実施します。
- (3) 委託先の決定の連絡は令和8年2月18日（水）を予定しています。提案者全員に対し書面で通知します。

9 契約について

(1) 契約締結

企画提案書等をもとに委託予定事業者と協議し、協議が整った場合に契約を締結します。この協議の際、提出された企画提案書の内容・経費を一部変更する場合があります。また、今回の募集は、ふくい産業支援センターの令和8年度予算の成立を前提としており、選考結果にかかわらず、契約の締結を行わない、または内容の変更等を行う場合があります。

(2) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

但し、令和13年3月31日を限度とし、契約期限が満了する2か月前までに、甲乙の双方から特段の意思表示がなければ、期間満了日の翌日から1年間、本契約は更新されるものとする。

(3) 契約書・契約保証金等

別添の契約書（案）のほか、福井県財務規則ならびに関係法令等の定めるところによる。

(4) 契約締結の取り消し

次の場合には、当センターは契約締結を取り消す場合があります。

- ア 委託予定事業者が、契約の締結に応じないとき。
- イ 委託予定事業者の財政状況悪化等により、業務履行が確実でない恐れがあるとき。
- ウ その他、委託予定事業者の社会的信用を損なう行為等により、業務委託が不可能または不適当となるような事情が生じたとき。

10 その他

- (1) 当産業支援センターの組織および事業概要については、当センターのホームページに記載されています。（<https://www.fisc.jp/>）
- (2) 提出された企画提案書は返却しません。
- (3) 企画提案に係る一切の費用については、応募者の負担とします。
- (4) 提出期限後における応募書類の再提出、差替えは認めません。

11 応募先および問い合わせ先

(公財) ふくい産業支援センター ベンチャー・DX 推進部 担当：山田
〒910-0296 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-16 福井県産業情報センター 3 階
電話：0776-67-7411／FAX：0776-67-7439／e-mail：pckouza@fisc.jp